

新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度 補償対象となる介護サービス事業所について

(補償対象要件)

日本医師会会員が開設または管理する医療機関（病院・診療所）に併設された下記介護サービス事業所（予防を含む）を対象とします。なお、新型コロナウイルス感染症の罹患時に休業が困難な入所（居）サービスのみを提供する事業所については、本制度の対象外となります。

【補償対象となる主な介護サービス事業所】

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 等

また、新型コロナウイルス感染症の罹患時に休業が困難な入所（居）サービスのみを提供する事業所とは下記の施設をいいます。

- ・指定介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・指定介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・有料老人ホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・高齢者向け優良賃貸住宅及び生活支援ハウス 等

なお、医療機関と併設している入所（居）サービス等を提供している事業所で、上記の補償対象となる主な介護サービスを併せて提供している事業所あれば、本制度の対象とします。